

J R車体利用広告に係る設置基準の改正について

1 J R車体利用広告の設置基準について（現行）

※本資料に係る「広告」は全て第三者広告のことを指します。なお、J R車体に自家用広告を掲出する場合は札幌市屋外広告物条例における規制の対象外となり、許可申請等不要です。

H11. 4（札幌市屋外広告物条例全部改正）～	広告の掲出は認めず
H14. 4. 1～	車体両側面にそれぞれ2個以内で1個あたり0.7㎡以下
R 2. 4. 1～	車体両側面にそれぞれ6個以内で1個あたり0.7㎡以下

（今回の要望）



車体全面を利用した広告の掲出を認めていただきたい。

2 要望理由

令和2年2月に開催した屋外広告物審議会での内容を踏まえてJ R北海道が改めて社内で検討した結果、景観や車両の魅力向上に向けて、よりデザイン性を高めた車体広告の掲出を積極的に目指すべきだとの考えに至り、J R車両の車体全面広告を新設したいと考え、このたびの要望になったもの。

3 J R車体利用広告に係る設置基準の改正について

(1) J Rの車体に全面広告の掲出を認める。

改正理由

- ・路線バス、市電等について全面広告を認めているため、J Rについても同様の取扱いとした方が、整合性が取れている。
- ・路線バス、市電等の全面広告と同様、J Rの全面広告についても、本市がデザイン審査会を開催し、デザイン、色彩、広告物の表示又は設置の方法等に対して指導・助言を行うことで、より良好な景観を形成できると考える。



全面広告の掲出を認めるにあたり、以下の2点を条件とする。

（「屋外広告物に係る取扱基準」（別紙3）第5項第3号ア、イ）

- ・デザイン、色彩、表示方法に係る自主的基準を設けるなど、広告物が景観及び風致と調和し、周囲の環境を損なわないよう努めること。
- ・本市の指導・助言に従って広告物を表示するよう努めること。

（裏面につづく）

(2) JR車体利用広告の設置基準に係る規定整備のための改正を行う。

改正理由

- ・路面電車、自動車（路線バス、トラック、タクシー）に掲出する広告に係る設置基準は札幌市屋外広告物条例施行規則により規定されているのに対し、JR車体に掲出する広告に係る設置基準は、路面電車等とは別に、告示で規定されているため、路面電車等の根拠規定に合わせてJR車体についても同規則で規定することとする。

〔※上記(1)及び(2)での条文等の具体的な改正事項については「JR車体利用広告に係る設置基準の改正事項（案）」（別紙1）を参照〕

4（参考）車体全面広告掲出に係る手続

〔「車体全面広告に係る事前協議事務取扱要領」（別紙6）〕

- ① 車体全面広告について本市に協議を行おうとする者（以下「協議者」）が、以下の書類を本市に提出。
 - ・車体全面広告事前協議書（様式1）正副2通
 - ・デザイン、色彩及び表示の方法を示した図面
 - ・形状、寸法が記載された仕様書又は図面
 - ・その他、本市が必要と認める図書※協議者は「車体全面広告ガイドライン」（別紙5）における各事項を遵守すること。
- ② 本市でデザイン審査会（原則月1回）を開催。
 - ・「札幌市広告アドバイザー設置要綱」（別紙7）に基づく札幌市広告アドバイザー（以下「アドバイザー」）に要請して当該協議に係る車体全面広告のデザイン、色彩、広告物の表示又は設置の方法等について意見を聴く。
- ③ 本市でデザイン審査会におけるアドバイザーの意見を取りまとめ、協議者に対し必要な指導・助言を行う。
 - ・指導・助言は「車体全面広告事前協議済通知書（様式2）」の交付をもって行い、必要に応じて、景観に配慮された質の高い広告物が掲出されるよう、当該指導・助言の内容について協議者と調整を図る。
- ④ 車体全面広告の許可申請をしようとする者は、当該許可申請書に③の協議済通知書を添付して申請する。

5 資料等

- ・JR車体利用広告に係る設置基準の改正事項（案）……………別紙1
- ・政令市及び北海道・東京都のJR車体利用広告の掲出面積基準……………別紙2
- ・屋外広告物に係る取扱基準……………別紙3
- ・禁止区域又は禁止場所に表示し、又は設置することができる屋外広告物
又は屋外広告物を掲出する物件の指定……………別紙4
- ・車体全面広告ガイドライン……………別紙5
- ・車体全面広告に係る事前協議事務取扱要領……………別紙6
- ・札幌市広告アドバイザー設置要綱……………別紙7

令和2年度第1回札幌市屋外広告物審議会 回答書

改正案に対する表決及び表決に係る理由やその他事務局案に対する御意見等を記載の上、署名欄に御署名いただき、同封の返信用封筒にてご返送願います。(回答期限：令和3年1月26日(火)必着)

[改正案(1)に対する表決] (以下のいずれかに○を付けてください)

賛成 ・ 反対 ・ その他

[改正案(1)の表決に係る理由、その他改正案(1)に対する御意見等]

[改正案(2)に対する表決] (以下のいずれかに○を付けてください)

賛成 ・ 反対 ・ その他

[改正案(2)の表決に係る理由、その他改正案(2)に対する御意見等]

署名

J R 車体利用広告に係る設置基準の改正事項（案）

(1) J R の車体に全面広告の掲出を認めることに伴う改正

「屋外広告物に係る取扱基準 5 車体全部に広告物を表示する車体利用広告の特例」
に、J R の車体を追加

【赤字部分が今回追加分】

屋外広告物に係る取扱基準

- 5 車体全部に広告物を表示する車体利用広告の特例
規則別表 1 の車体利用広告の共通設置基準の欄の第 10 号の規定により、車体全部に広告物を表示すること（以下「車体全面広告」という。）を市長が認める場合とは、次のとおりとする。
- (1) 路面電車、**北海道旅客鉄道株式会社の列車**、路線バス、タクシー及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条に規定する貨物自動車運送事業に係るトラックに掲出する場合に限るものとする。
 - (2) 車体全面広告は、その許可の申請に当たり、市長に事前協議を行い、広告物のデザイン、色彩及び表示方法について、専門家の意見を聴く等により市長が行った指導・助言を受けたものでなければならない。
 - (3) 前 2 号に掲げるほか、車体全面広告を表示する車両を所有する事業者及びこれを表示しようとする者は、以下の事項に留意することとする。
 - ア 当該広告物の表示に当たり、そのデザイン、色彩、表示方法に係る自主的基準を設けるなど、広告物が景観及び風致と調和し、周囲の環境を損なわないよう努めなければならない。
 - イ 前号の市長が行った指導・助言に従って広告物を表示するよう努めなければならない。

(2) J R 車体利用広告の設置基準に係る規定整備のための改正

- 路面電車、自動車（路線バス、トラック、タクシー）に掲出する広告
…札幌市屋外広告物条例施行規則第 7 条第 1 項「別表 1」により設置基準を規定
- J R 車体に掲出する広告
…告示「禁止区域又は禁止場所に表示し、又は設置することができる屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の指定」により設置基準を規定



J R の車体に掲出する広告に係る設置基準を路面電車、自動車と同様に札幌市屋外広告物条例施行規則第 7 条第 1 項「別表 1」に規定し、従来規定していた告示の該当部分を削除

（裏面につづく）

【赤字部分が今回追加分】

(※ 本市審査部門の審査を経て確定するため、文言等が多少変わる可能性があります)

屋外広告物条例施行規則（平成 11 年 3 月 25 日規則第 21 号）

第 7 条 条例第 5 条第 1 項の許可の基準は、次に掲げる共通基準のほか、別表 1 のとおりとする。

別表 1 車体利用広告

- (1) 路面電車にあつては、車体の前後部及び左右両側部のみに表示するものであること。
 - (2) 路面電車の両側部を利用する広告物等は、左右それぞれ 2 個以内で、縦 0.6 メートル以下、横 1.2 メートル以下であること。
 - (3) 路面電車の前後部を利用する広告物等は、それぞれ 1 個で、縦 0.2 メートル以下、横 1.3 メートル以下であること。
 - (4) 北海道旅客鉄道株式会社の列車にあつては、車体の左右両側部のみに表示するものであること。
 - (5) 北海道旅客鉄道株式会社の列車の両側部を利用する広告物等は、左右それぞれ 6 個以内で、1 基当たりの表示面積が 0.7 平方メートル以下であること。
 - (6) 自動車にあつては、車体の後部及び左右両側部のみに表示するものであること。
 - (7) 自動車の両側部を利用する広告物等は、左右それぞれ 2 個以内で、縦 0.6 メートル以下、横 1.5 メートル以下であること。
 - (8) 自動車の後部を利用する広告物等は、縦 0.45 メートル以下、横 0.6 メートル以下のもの及び縦 0.2 メートル以下、横 1.2 メートル以下のものそれぞれ 1 個とすること。
 - (9) 第 6 号の規定にかかわらず、タクシーにあつては、車体の屋根の上への広告物等の表示又は設置をすることができる。
 - (10) 前各号の規定にかかわらず、市長が認める場合に限り、車体全部に広告物を表示することができる。
- 禁止区域又は禁止場所に表示し、又は設置することができる屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の指定（平成 11 年告示第 301 号）
- 3 条例第 7 条第 1 項第 9 号の規定により指定された区域において表示し、又は設置することができる広告物等（鉄道沿線関係）
- (1) 自家用広告物であること
 - (2) 高さが 4 メートル以下で、かつ、1 基当たりの表示面積が 4 平方メートル以下（1 面の表示面積が 2 平方メートル以下）の案内誘導広告物であるもの
 - (3) ~~北海道旅客鉄道株式会社の列車の車体両側面にそれぞれ 6 個以内で表示又は設置される広告物等で、1 基当たりの表示面積が 0.7 平方メートル以下のもの~~

政令市及び北海道・東京都のJR車体利用広告の掲出面積基準（令和2年12月現在）

都市名	一部利用広告		全面利用広告
		1車両あたりの 合計面積(側面部)※	○：許可申請を受けた上で掲出可能 □：許可申請不要で自由に掲出可能 ×：掲出不可
札幌市	0.7㎡×左右各6個	8.4㎡	× ↓ ○(要事前審査)
北海道	条例による規制の対象外		□
仙台市	1編成あたり合計40㎡	20㎡	×
新潟市	条例による規制の対象外		□
さいたま市	条例による規制の対象外		□
川崎市	1面積の1/10(要自主審査)	11㎡	×
千葉市	総面積の3/10(要事前協議)	45㎡	×
東京都	1面積の1/10	11㎡	×
横浜市	1面積の1/10	11㎡	○(要事前審査)
相模原市	縦0.6m横3m×左右各1個 縦0.6m横1m×後部1個または、 1面積の1/10(要デザイン自主審査)	4.2㎡または11㎡	×
静岡市	縦0.41m横0.25m×前後部各1個 縦0.45m横0.6m×左右各2個	1.3㎡	○
浜松市	縦0.41m横0.25m×前後部各1個 縦0.45m横0.6m×左右各2個	1.3㎡	○
名古屋市	1面積の1/3	50㎡	×
京都市	15㎡(左右各2個(合計5個))	15㎡	○(要事前審査)
大阪市	面積基準なし(許可申請は必要)		○
堺市	面積基準なし(許可申請は必要)		○
神戸市	総面積の1/3	50㎡	×
岡山市	条例による規制の対象外		□
広島市	1側面4㎡(4個)	8㎡	×
北九州市	1側面4㎡(2個)または 車体の表面積の3/10(要審査)	8㎡または45㎡	×
福岡市	面積基準なし(許可申請は必要)		○
熊本市	1面積の1/10	11㎡	×
〈参考〉本市を除く各都市等の全面利用広告の掲出可否 (掲出可：○または□、掲出不可：×)			掲出可：11 掲出不可：10

注)・第3者広告物の掲出を想定。

- ・一部利用広告における掲出基準は、仙台市(1編成)を除き、すべて1車両あたり
なお、仙台市における合計面積(側面部)は、仙台空港アクセス線(2両編成)の場合

※ 車体の1側面を55㎡、1両総面積(底面部除く)を150㎡と仮定して算出

○ 屋外広告物に係る取扱基準

平成 11 年 3 月 31 日建設局長決裁
(最終改正 平成 31 年 3 月 19 日)

1 趣旨

この取扱基準は、別に定めのあるもののほか、札幌市屋外広告物条例（平成 10 年条例第 43 号。以下「条例」という。）及び札幌市屋外広告物条例施行規則（平成 11 年規則第 21 号。以下「規則」という。）について、これらの規定に基づき市長が別に定める基準等を定めるほか、条例又は規則に定めのない事項について定めるものである。

2 許可証票の表示の仕方の特例

規則第 13 条第 2 項に規定する許可証票の表示の仕方について、市長が別に定める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。この場合の許可証票は、当該許可を受けた広告物等が表示され、又は設置される建築物等の入口など、見やすい箇所にはるものとする。

- (1) 許可を受けた広告物等の材質により、許可証票をはり難い場合
- (2) 許可を受けた広告物等の表示又は設置の箇所により、許可証票が容易に視認できない場合

3 壁面広告物の窓又は開口部をふさぐ割合

規則別表 1 に掲げる壁面広告物の共通設置基準の欄第 3 号に規定する市長が定める割合とは、建築物の窓又は開口部をそれぞれ 3 分の 2 以上ふさがらないことをいうものとする。この場合の窓とは、サッシ等の枠ごとを 1 面とし、その 1 面の 3 分の 2 以上をふさがらないこととする。

4 同一表示内容の電柱広告の相互間距離の特例

規則別表 1 に規定する電柱広告の地域別基準のうち、第 2 種地域の欄第 4 号及び第 3 種地域の欄第 4 号で規定する広告物相互間の距離について、市長が別に定めたものとは、設置目的、地理的条件等に照らして、当該広告物相互間の距離を短縮することがやむを得ないと認められるものとし、その許可の基準は次のとおりとする。

- (1) 連続設置は、5 基以内とすること。
- (2) 連続後の当該広告物相互間の距離を 500 メートル以上とすること。

5 車体全部に広告物を表示する車体利用広告の特例

規則別表 1 の車体利用広告の共通設置基準の欄の第 8 号の規定により、車体全部に広告物を表示すること（以下「車体全面広告」という。）を市長が認める場合とは、次のとおりとする。

- (1) 路面電車、路線バス、タクシー及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条に規定する貨物自動車運送事業に係るトラックに掲出する場合に限るものとする。
- (2) 車体全面広告は、その許可の申請に当たり、市長に事前協議を行い、広告物のデザイン、色彩及び表示方法について、専門家の意見を聴く等により市長が行った指導・助言を受けたものでなければならない。
- (3) 前 2 号に掲げるほか、車体全面広告を表示する車両を所有する事業者及びこれを表示しようとする者は、以下の事項に留意することとする。
 - ア 当該広告物の表示に当たり、そのデザイン、色彩、表示方法に係る自主的基準を設けるなど、広告物が景観及び風致と調和し、周囲の環境を損なわないよう努めなければならない。
 - イ 前号の市長が行った指導・助言に従って広告物を表示するよう努めなければならない。

6 景観保全型広告整備地区の許可基準の特例

条例第 9 条第 3 項の規定により定められた許可の基準において、市長が別に定める場合に限り、その許可の基準の全部又は一部を適用しないとする場合（以下「許可の特例」という。）とは、次に掲げる要件を満たした場合をいうものとする。

- (1) 指定地区内の事業者、建物の所有者又は管理者（以下「事業者等」という。）は、その掲出する広告物の質的向上を目指して、専門家にデザイン、色彩及び表示又は設置の方法の評価を受けるなどの取組みを行う自主的組織（以下「自主的組織」という。）を設置するものとする。
 - (2) 前号の広告物等の評価を行う専門家は、2名以上とする。
 - (3) 事業者等は、自主的組織を設置したときは、その設置、運営等に係る要綱及び構成員名簿を作成し、これらを市長に届け出て承認を得なければならない。
なお、当該要綱及び構成員に変更があった場合も同様とする。
 - (4) 自主的組織は、指定地区内に表示又は設置される広告物等について、次のことを行うものとする。
 - ア 指定地区内の広告物等について、地区指定に定められた基本方針に基づき、当該指定地区に相応しい広告物等のあり方について協議する。
 - イ 指定地区内の事業者等の申し出により、当該広告物等のデザイン、色彩及び表示又は設置の方法、その他必要な事項について、地区景観の向上に寄与するものであるかの評価を行い、その広告物等の表示又は設置の是非を決定する。
 - (5) 当該指定地区の広告物等の許可の特例を適用し、市長の許可を得ようとするときは、前号イの決定を証する書面を添付して市長に申請するものとする。
- 7 その他必要な知識及び技術を有する者と市長が認める者の取扱
- 規則第17条第1項第2号エに規定する「その他必要な知識及び技術を有する者と市長が認める者」について「屋外広告業の事業者団体が、内閣府の公益認定を受けて実施する広告物等の点検に関する技能講習の修了者等」とする。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年3月3日から施行する。ただし、第5項の改正規定は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

○ 禁止区域又は禁止場所に表示し、又は設置することができる屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の指定

平成 11 年告示第 301 号
 改正 平成 14 年告示第 276 号
 平成 19 年告示第 1269 号
 令和 2 年告示第 1307 号

札幌市屋外広告物条例（平成 10 年条例第 43 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項ただし書の規定により、同項に規定する区域等に表示し、又は設置することができる屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）を次のとおり指定し、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
 なお、平成 9 年告示第 206 号は、廃止する。

1 条例第 7 条第 1 項第 1 号の規定により指定された区域において表示し、又は設置することができる広告物等（風致地区関係）

次に掲げる都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた風致地区の区域と同章に定められた商業地域、近隣商業地域、準工業地域又は工業地域の区域とが重複する区域において表示され、又は設置される広告物等で、札幌市屋外広告物条例施行規則（平成 11 年規則第 21 号。以下「規則」という。）第 7 条第 1 項に規定する許可の基準に適合するほか、次の各号に掲げる地域の区分に応じ当該各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 藻岩山風致地区

項 目	要 件		
広告物等の種類	条例第 11 条第 2 項第 1 号に規定する自家用広告物（以下「自家用広告物」という。）であること。		
広告物等の高さ	広告物等の上端が地上から 15 メートルを超えないものであること。		
広告物等の規格	表示面積	屋上広告物	規則第 7 条第 1 項に定める表示面積に係る許可の基準の 3 分の 2 以下であること。
		突出広告物	
		地上広告物	
	壁面広告物	規則第 7 条第 1 項に定める表示面積に係る許可の基準の 2 分の 1 以下であること。	
その他	屋上広告物の表示面の縦の長さは横の長さを超えないものであること。		
広告物等の色彩	広告表示盤面の下地等には、周囲の風致に配慮して原色等のけばけばしい色を使用しないものであること。		

(2) 東月寒向ヶ丘風致地区

項 目	要 件
広告物等の種類	自家用広告物であること。
広告物等の規格	屋上広告物の表示面の縦の長さは横の長さを超えないものであること。
広告物等の色彩	広告表示盤面の下地等には、周囲の風致に配慮して原色等のけばけばしい色を使用しないものであること。

2 条例第7条第1項第1号の規定により指定された区域において表示し、又は設置することができる広告物等（郵便局関係）（平成19年10月1日施行）

平成19年10月1日において、郵便局が条例第7条第1項第1号の規定により指定された区域内で現に表示し、又は設置する自家用広告物の表示面積の合計を超えない範囲において当該郵便局が表示し、又は設置する自家用広告物であるもの（札幌北郵便局以外の郵便局が表示し、又は設置する自家用広告物にあっては、平成29年9月30日までの間に限る。）

3 条例第7条第1項第9号の規定により指定された区域において表示し、又は設置することができる広告物等（鉄道沿線関係）

- (1) 自家用広告物であるもの
- (2) 高さが4メートル以下で、かつ、1基当たりの表示面積が4平方メートル以下（1面の表示面積が2平方メートル以下）の案内誘導広告物であるもの
- (3) 北海道旅客鉄道株式会社の列車の車体両側面にそれぞれ6個以内で表示又は設置される広告物等で、1基当たりの表示面積が0.7平方メートル以下のもの（令和2年4月1日施行）

4 条例第7条第1項第11号の規定により指定された区域において表示し、又は設置することができる広告物等（駅舎関係）

自家用広告物であるもの

車体全面広告ガイドライン

平成 20 年 6 月 3 日 建設局長決裁

1 趣 旨

車体全面広告は、公共的な交通機関又は貨物自動車運送事業の用に供する車体に表示されるものであり、他の車両の運転者や歩行者等の安全を阻害しないものであることはもちろん、そのデザインや色彩について、景観及び風致と調和し、周囲の環境と美しい相乗効果を生み出すようなものとする等、利用者や市民が好感を持ち、車両に魅力を感じるようなものとなるよう十分配慮したものでなければならない。

このガイドラインは、屋外広告物に係る取扱基準（平成 11 年 3 月 31 日建設局長決裁）第 5 項の規定に基づき、車体全面広告の許可の申請に当たり市長に事前協議を行う者が、特に遵守すべき事項等について定めるものである。

2 安全に関する事項

車体全面広告は、構造上安全で、公衆に対して危害を及ぼさないものとする。

また、道路交通の安全を阻害しないよう、次の事項を遵守すること。

- (1) 発光、反射、蛍光色等により運転者を幻惑させるおそれのないものとする。
- (2) 電光表示装置（ネオン、LED等）及び照明装置を使用しないこと。
- (3) 映像装置を使用しないこと。
- (4) 信号機、道路標識、方向指示器、制動灯等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのないものとする。
- (5) デザイン及び色彩は、警察車両、救急車、消防車等と混同するおそれのないものとする。

3 自主的な取り組み事項

利用者や周辺住民の安全・安心を確保し、利便を図るため、車体全面広告の内容、デザイン、色彩及び表示方法に関する自主的基準を設けるなど、自主的な取り組みを行うこととし、次の事項を遵守すること。

- (1) バスの車体の前面には広告を表示しないこと。
- (2) 事業者名及び行先表示・路線名等について、利用者が容易かつ明確に識別できるよう、車体の見やすい位置に表示することとし、広告との差別化を図ること。
- (3) 表示内容は、公の秩序や善良な風俗に反しないものとし、人権侵害、差別、誹謗中傷、名誉毀損等に当たる表現や、暴力や犯罪を肯定又は助長するような表現、卑猥又は残酷な描写はしないこと。また、射幸心をあおるような表現を避け、違法又は反社会的な業態や商品、特定の政治活動や宗教活動に関わるものとはしないこと。

4 広告のデザイン、色彩及び表示方法に関する事項

車体全面広告は、景観及び風致と調和し、周囲の環境と美しい相乗効果を生み出すようなものとし、さらに、利用者や市民が好感を持ち、車両に魅力を感じるようなものとなるよう、次の事項を遵守すること。

- (1) レイアウトは、広告面だけでなく車体全体のデザインに配慮し、車体の形状を生かした、統一感のあるものとする。こと。
 - ① 窓面及びドアのガラス面には表示しない。
 - ② 車体の窓から上の部分には文字等による広告を表示しない。
 - ③ 一車体に表示する広告は、一広告主によるものとする。
 - ④ デザイン上の中心となる部分とその他の部分の関係を考慮して、それぞれの役割に応じた適切な大きさ・配置とし、全体として散漫な印象を与えないレイアウトとする。
 - ⑤ 表示内容（図）は、背景（地）とバランスのとれた大きさ・配置とし、全体にゆとりを持たせたレイアウトとする。
- (2) 表示内容はイメージを主体としたものとし、情報過多としないこと。
 - ① 具体的な営業内容を訴えるようなものを避け、企業・商品等のイメージを主体としたものとする。
 - ② 文字による表示を極力減らす。
 - ③ 小さな文字やイラスト、写真等を使用する場合には、内容が容易に判別できるような数・配置とする。
 - ④ 見る人に圧迫感を与えるような、極端に大きな文字やイラスト、写真等を使用しない。
 - ⑤ 同一の表示内容（同じ文字、イラスト、写真等）を繰り返さない。
- (3) 色彩は、景観や風致、周辺環境に配慮し、けばけばしい印象を与えないものとする。こと。
 - ① 広告の地色は原則として一色とし、コーポレートカラーであっても原色の使用は避ける。
 - ② 使用する色数を抑え、基調となる色を統一する。
 - ③ 高彩度色の使用はできるだけ控え、やむを得ず使用する場合には小さな面積に抑える。
 - ④ 補色（赤と青緑、黄と紫など）や、それに近い色を組み合わせ使用することはできるだけ控え、やむを得ず使用する場合には、小さな面積に抑える。

附 則

この車体全面広告ガイドラインは、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

○ 車体全面広告に係る事前協議事務取扱要領

平成 17 年 3 月 31 日建設局長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、札幌市屋外広告物条例施行規則（平成 11 年規則第 21 号。以下「規則」という。）別表 1 の車体利用広告の共通設置基準の欄第 7 号の規定により車体全面広告を掲出する場合に行う、屋外広告物に係る取扱基準（平成 11 年 3 月 31 日建設局長決裁。以下「取扱基準」という。）第 5 項第 2 号に規定する事前協議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領で使用する用語は、札幌市屋外広告物条例（平成 10 年条例第 43 号）、規則及び取扱基準の例による。

(事前協議書の提出)

第 3 条 車体全面広告について市長に事前協議を行おうとする者（以下「協議者」という。）は、車体全面広告事前協議書（様式 1）正副 2 通に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) デザイン、色彩及び表示の方法を示した図面
- (2) 形状、寸法が記載された仕様書又は図面
- (3) その他、市長が必要と認める図書

(広告アドバイザーに対する意見の聴取)

第 4 条 市長は、車体全面広告について事前協議を受けたときは、札幌市広告アドバイザー設置要綱（平成 17 年 3 月 28 日建設局長決裁）に基づく札幌市広告アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）に要請して当該協議に係る車体全面広告のデザイン、色彩、広告物の表示又は設置の方法等について意見を聴くものとする。

2 前項の意見を聴取するアドバイザーは、2 名以上とする。

(デザイン審査会)

第 5 条 前条第 1 項のアドバイザーの意見聴取のため、市長はデザイン審査会を開催するものとする。

2 前項のデザイン審査会は、月 1 回市長が定めた日に開催する。ただし、当該開催日までに意見聴取の対象となる事前協議がないときは開催しない。

また、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、臨時に開催することができる。

(協議者に対する指導、助言等)

第 6 条 市長は、事前協議のあった車体全面広告について、デザイン審査会におけるアドバイザーの意見を取りまとめ、当該協議者に対し必要な指導・助言を行うものとする。

(協議済通知書)

第 7 条 前条の指導・助言は、車体全面広告事前協議済通知書（様式 2）の交付をもって行い、必要に応じて、景観に配慮された質の高い広告物が掲出されるよう、当該指導・助言の内容について協議者と調整を図るものとする。

2 車体全面広告の許可申請をしようとする者は、当該許可申請書に前項の協議済通知書を添付して申請しなければならない。

(委任)

第 8 条 この要領に定めのない事項については、そのつど建設局長が定める。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

様式1 車体全面広告事前協議書（協議済書）

車体全面広告事前協議書		年 月 日
<p>(あて先) 札幌市長</p> <p style="text-align: center;">協議者（申請者） 住所（所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏名（名称、代表者） ㊞</p> <p style="text-align: center;">電話 ()</p> <p>下記の車体利用広告について協議いたします。</p>		
広告掲出車両	・ 路面電車 ・ 路線バス ・ タクシー ・ トラック	
主な掲出地域 (又は路線など)		
掲出期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
掲出される広告物の内容等	※ 表示する事業、商品名、製作意図等を記載すること ※ 色彩、意匠図は別添のとおり	
広告物の色彩、意匠について景観に配慮した点	※ 別紙記載可	
広告意匠設計者	氏名（名称）	受 付
	住所（所在地）	
広告掲出車両を保有する事業者	氏名（名称） 住所（所在地）	
備考		

様式2

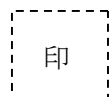
車体全面広告事前協議済通知書

年 月 日付けで協議のあった車体利用広告は、協議済みであることを通知します。

協議に当たっての意見等	
特記事項	

年 月 日

札幌市長



○ 札幌市広告アドバイザー設置要綱

平成17年3月28日建設局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市屋外広告物条例(平成10年条例第43号。以下「条例」という。)、札幌市屋外広告物条例施行規則(平成11年規則第21号)及び屋外広告物に係る取扱基準(平成11年3月31日建設局長決裁。以下「取扱基準」という。)の趣旨に基づき、質の高い、優れた屋外広告物の創出を図るため、市長の要請に応じて、広告物の表示又は設置に係る助言等を行う札幌市広告アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)に関し、必要な事項を定める。

(職務等)

第2条 アドバイザーは、次の各号に定める業務に関し、専門的立場から広告物のデザイン、色彩及び表示又は設置の方法について、助言等を行うこととする。

- (1) 条例第10条第7項の規定による協定地区における技術的支援に関する業務
- (2) 取扱基準第5項の規定による車体全面広告に係る事前協議に関する業務
- (3) その他、市長が本要綱の趣旨に則りアドバイザーの助言等を受けることが適当と認める業務

2 アドバイザーは、その職務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーの職を退いた後も同様とする。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、デザイン、色彩、広告物の表示又は設置、景観形成、又はまちづくりに関する専門的知識又は経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 アドバイザーの定数は10人とする。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、2年とし、補欠のアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第5条 市長は、アドバイザーが次の各号の一に該当する場合には、任期の途中であっても、その職を解くことができる。

- (1) 辞職を申し出たとき
- (2) 職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき
- (3) その他アドバイザーとして相応しくないと市長が認めたとき

(謝礼)

第6条 市長は、アドバイザーに対し、その業務に関する会議等の開催のつど、附属機関の委員への報酬金額に相当する謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第7条 アドバイザーに関する庶務は建設局総務部道路管理課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、建設局総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年11月17日から施行する。